●静岡県マリーナ建設事業の審査について

＜審査等段階＞		＜　説　明　＞
A　申請書受付	…	①所管土木事務所維持管理課等へ持ち込み ↓ ②土地対策課へ持ち込み（受付） ↓ ③申請書（副本）を各幹事へ配布
↓		
B　説明幹事会	…	県庁内会議室で、事業内容について事業者から幹事（課担当者）あてに説明いただきます。（質疑応答あり）
↓		
C　現地調査	…	事業計画地の現地調査を行います。 事業者におかれましては、質疑応答等打合せができる場所を事前に確保願います。
↓		
D　指示事項表のとりまとめ	…	Ｃ実施後、概ね２週間の時間をとって、幹事（各課）に書面審査を依頼します。 その上で、各課→土地対策課へ指示事項を提出、とりまとめのうえ事業者に提示します。
↓		
E　幹事（各課）との協議	…	Ｄの指示事項に基づき、事業者⇔幹事（各課）とで協議をお願いします。 各幹事は**協議が終了**した時点で、土地対策課あて指示事項審査票を提出します。 全幹事から審査票提出＝協議終了となります。
↓		
F　確認幹事会	…	県庁内会議室で、協議終了その他について事業者⇔幹事（各課）で確認します。
↓		（マリーナ建設審査委員長へ報告等）
G　審査幹事会	…	県庁内会議室で、最終審査を幹事（課長）により行います。
↓		
H　マリーナ建設事業の承認	…	承認後、個別法の手続に入ります。